

○鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

平成 10 年 11 月 27 日

鳥取県規則第 44 号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成 10 年 10 月鳥取県条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

(平 15 規則 50・平 17 規則 22・一部改正)

(公表)

第 3 条 法第 10 条第 2 項(法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 法第 10 条第 2 項(法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(平 24 規則 11・平 29 規則 1・一部改正)

(設立又は合併の登記の届出)

第 4 条 法第 13 条第 2 項(法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)の届出書は、様式第 2 号のとおりとする。

(平 15 規則 50・平 17 規則 22・一部改正)

(役員の変更等の届出)

第 5 条 法第 23 条第 1 項(法第 52 条第 1 項(法第 62 条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による届出は、様式第 3 号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平 17 規則 22・平 24 規則 11・一部改正)

(定款の変更の認証申請書等)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める申請書は、様式第 4 号のとおりとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規則で定める届出書は、様式第 5 号のとおりとする。

3 法第 25 条第 7 項(法第 52 条第 1 項(法第 62 条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による登記事項証明書の提出は、様式第 5 号の 2 の提出書に登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(平 17 規則 22・平 24 規則 11・一部改正)

(事業報告書等の提出等)

第 7 条 条例第 8 条の規則で定める提出書は、様式第 5 号の 3 のとおりとする。

2 条例第 9 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 閲覧は、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局及び東部地域振興事務所において行うものとする。

(2) 閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の

休日その他知事が特に必要と認める日においては、閲覧を行わないものとする。

(4) 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

(5) 閲覧をする書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。

(1) 職員の指示に従わない者

(2) 閲覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及び鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。

5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局又は東部地域振興事務所に提出し、又は送信するものとする。

(2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R若しくはDVD-R)に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。

6 謄写の請求をする者が条例第9条第2項及び第17条第2項の規定により負担しなければならない費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)第8条の規定の例により算定した額とする。

(平13規則23・平15規則13・平15規則50・平17規則22・平18規則17・平19規則78・平22規則27・平23規則47・平24規則11・平24規則42・平25規則32・平27規

則 40・平 30 規則 19・令元規則 4・令 3 規則 11・一部改正)

(解散の認定の申請等)

第 8 条 法第 31 条第 2 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、様式第 6 号の申請書を提出しなければならない。

2 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、様式第 7 号の届出書により行うものとする。

3 法第 31 条の 8 の規定による届出は、様式第 8 号の届出書により行うものとする。

(平 15 規則 50・平 17 規則 22・平 19 規則 30・平 20 規則 94・一部改正)

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第 9 条 法第 32 条第 2 項の認証を受けようとする清算人は、様式第 9 号の申請書を提出しなければならない。

(平 17 規則 22・一部改正)

(清算終了の届出)

第 10 条 法第 32 条の 3 の規定による届出は、様式第 10 号の届出書により行うものとする。

(平 17 規則 22・平 19 規則 30・平 20 規則 94・一部改正)

(合併認証申請書)

第 11 条 条例第 10 条の規則で定める申請書は、様式第 11 号のとおりとする。

(平 15 規則 50・平 17 規則 22・平 20 規則 99・平 24 規則 11・一部改正)

(身分証明書)

第 12 条 法第 41 条第 3 項(法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。)の職員の身分

を示す証明書は、様式第 12 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・一部改正)

(認定等の申請書)

第 13 条 条例第 12 条及び第 18 条の規則で定める申請書は、様式第 13 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・全改)

(認定等の公示)

第 14 条 法第 49 条第 2 項(法第 51 条第 5 項、第 62 条及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 53 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)及び第 57 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 条例第 13 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 法第 44 条第 1 項の認定、法第 51 条第 2 項の更新又は法第 63 条第 1 項の認定(以下「認定等」という。)の場合 当該認定等の日より前に法第 44 条第 1 項の認定を受けていた期間及び当該認定等を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(2) 法第 58 条第 1 項の特例認定又は法第 63 条第 2 項の認定の場合 当該特例認定又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(平 24 規則 11・追加、平 29 規則 1・一部改正)

(認定の更新の申請書)

第 15 条 条例第 14 条の規則で定める申請書は、様式第 14 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・追加)

(定款等の提出書)

第 16 条 条例第 15 条の規則で定める提出書は、様式第 15 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・追加)

(代表者の氏名の変更の届出)

第 17 条 法第 53 条第 1 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第 16 号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平 24 規則 11・追加)

(役員報酬規程等の提出書)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める提出書は、様式第 17 号のとおりとする。

2 条例第 16 条第 2 項の規則で定める提出書は、様式第 18 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・追加、平 29 規則 1・一部改正)

(合併の認定申請書)

第 19 条 条例第 19 条の規則で定める申請書は、様式第 19 号のとおりとする。

(平 24 規則 11・追加、平 29 規則 1・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第 20 条 法第 74 条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条及び第 8 条の規定を適用する場合は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 16 年鳥取県規則第 73 号)第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定の例による。

2 法第 75 条に規定する作成、備置き及び閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)第 3 条から第 5 条までの規定を適用する場合は、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の

技術の利用に関する条例施行規則(平成 17 年鳥取県規則第 73 号)第 3 条から第 6 条までの規定の例による。

(平 17 規則 77・追加、平 24 規則 11・旧第 14 条繰下・一部改正、令 2 規則 3・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則(昭和 39 年 3 月鳥取県規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成 8 年 4 月鳥取県規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 12 年規則第 104 号)抄

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 23 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 50 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行細則様式第 5 号の 2 及び様式第 11 号の規定の適用については、様式第 5 号の 2 中「前事業年度」とあるのは「前年」と、様式第 11 号中「合併当初の事業年度及び翌事業年度」とあるのは「合併の初年及び翌年」とする。

附 則(平成 17 年規則第 22 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 17 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。



附 則(平成 19 年規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 94 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 99 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 27 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 47 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 11 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 42 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 32 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 40 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 11 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 35 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

(書類の提出に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行細則様式第17号の様式は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出する書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出する書類については、なお従前の例による。